



厚生労働省発健0627第1号

平成23年6月27日

厚生科学審議会会長 垣添 忠生 殿

厚生労働大臣 細川 律夫

諮 問 書

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第56条の2第1項の規定に基づく飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針を改正することについて、同法第58条第2項の規定に基づき、貴会に意見を求めます。